平成２５年（フ）第１２６７号
愛知県小牧市大字小牧原新田1788番地３　グランコート小牧原803号
債務者　永塘アユミこと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＡＬＩＮＥ　ＡＹＵＭＩ　ＮＡＧＡＴＯＭＯ
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８６号
名古屋市西区則武新町３丁目１番82号　フィレンツェ名駅207号
債務者　加藤　大介
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４９号
福岡県久留米市本町170番地　ハウスビューティフルモア301号、前住所福岡県大牟田市大字久福木560番地８
債務者　白谷　和幸
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６１号
福岡県久留米市山川町376番地３　アヴリル101号
債務者　福澤　祐子
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２６号
福岡県八女市馬場69番地１　ルラーシュ弐番館102号
債務者　宮原　康泰
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２７号
福岡県八女市馬場69番地１　ルラーシュ弐番館102号
債務者　宮原　美貴
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１６８号
北九州市門司区矢筈町２―20、住民票上の住所北九州市門司区畑田町６番17号
債務者　中野　昌幸
１　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５０１号
北九州市小倉南区北方３丁目11番11号
債務者　藤原　　恵
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１４号
大分市萩原１丁目14番２号　ハイツ松山202
債務者　毛利みやえ
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１９７号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅６棟10号
債務者　亀元　千明
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２２号
宮崎市中西町275番地８
債務者　栗崎　芙美
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２３号
宮崎市阿波岐原町猿野3172番地
債務者　中島　寛文
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4852番地６　沖水原Ｂ団地４―303
債務者　梅崎　雪菜（旧姓青井）
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第７５号
鹿児島県霧島市国分山下町18番29―206号　サンテミリオン
債務者　福留　智賀（旧姓宮元）
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
青森県むつ市昭和町７番34号
債務者　大坂　隆子
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
青森県むつ市昭和町７番34号
債務者　大坂　俊也
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
青森県弘前市大字十腰内字猿沢138番地１
債務者　工藤　清明
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所弘前支部